第五四類					
五四・〇一	人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品				A
五四・〇二	縫糸（人造繊維のものに限るものとし、小売用にしたものであるかないかを問わない。）				A
五四・〇三	合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）				A
五四・〇四	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（六七デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）				A
五四〇五・〇〇	合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）				A
五四〇六・〇〇	再生繊維又は半合成繊維の単繊維（六七デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が一ミリメートル以下のものに限る。）及び再生繊維又は半合成繊維の材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が五ミリメートル以下のものに限る。）				A
五四・〇七	人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇四項の材料の織物を含む。）				A
五四〇七・一〇	強力糸（ナイロンその他のポリアミド又はポリエステルのものに限る。）の織物				A
五四〇七・二〇	ストリップその他これに類する物品の織物				A
五四〇七・三〇	この部の注9の織物				A
五四〇七・四一	その他の織物（ナイロンその他のポリアミドの長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）				A
五四〇七・四二	漂白してないもの及び漂白したもの				A
五四〇七・四三	浸染したもの				A
五四〇七・四四	異なる色の糸から成るもの				A
	なせんしたもの				A
五四〇七・五一	その他の織物（テクスチャード加工をしたポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）				A
五四〇七・五二	漂白してないもの及び漂白したもの				A
	浸染したもの				A
	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの				A
	その他のもの	八・二%	B7		A
五四〇七・五三	特定合成繊維のみから成るもの並びに特定合成繊維及びアセテート繊維のみから成るもの				A
五四〇七・五四	異なる色の糸から成るもの	五・三%	B7		A
	なせんしたもの				A
五四〇七・六一	その他の織物（ポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）				A
五四〇七・六九	テクスチャード加工をしてないポリエステルの長繊維の重量が全重量の八五%以上のもの				A
	その他のもの				A
五四〇七・七一	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%以上のものに限る。）				A
	漂白してないもの及び漂白したもの				A
五四〇七・七二	浸染したもの				A
五四〇七・七三	異なる色の糸から成るもの				A
五四〇七・七四	なせんしたもの				A
五四〇七・八一	その他の織物（合成繊維の長繊維の重量が全重量の八五%未満のもので、混用繊維の全部又は大部分が綿のものに限る。）				A
五四〇七・八二	漂白してないもの及び漂白したもの				A
五四〇七・八三	浸染したもの				A
五四〇七・八四	異なる色の糸から成るもの				A
	なせんしたもの				A

五四〇七・九一	その他の織物				A
五四〇七・九二	漂白してないもの及び漂白したもの				A
五四〇七・九三	浸染したもの				A
五四〇七・九四	異なる色の糸から成るもの				A
	なせんしたもの				A
五四・〇八	再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸の織物（第五四・〇五項の材料の織物を含む。）				A
第五五類					
	人造繊維の短繊維及びその織物				A
第五六類					
五六・〇一	ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品				A
五六・〇二	紡織用繊維のウォッディング及びその製品並びに長さが五ミリメートル以下の紡織用繊維（フロック）、紡織用繊維のダスト及びミルネップ				A
五六・〇三	フェルト（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）				A
	不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。）				A
	人造繊維の長繊維製のもの				A
五六〇三・一一	重量が一平方メートルにつき二五グラム以下のもの				A
五六〇三・一二	重量が一平方メートルにつき二五グラムを超え七〇グラム以下のもの				A
五六〇三・一三	重量が一平方メートルにつき七〇グラムを超え一五〇グラム以下のもの				A
五六〇三・一四	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの				A
	その他のもの				A
五六〇三・九一	重量が一平方メートルにつき二五グラム以下のもの				A
五六〇三・九二	重量が一平方メートルにつき二五グラムを超え七〇グラム以下のもの				A
	芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）				A
	その他のもの				A
五六〇三・九三	重量が一平方メートルにつき七〇グラムを超え一五〇グラム以下のもの	四・三%	B7		A
	芳香族ポリアミド繊維製のもの（電気絶縁用のものに限る。）				A
	その他のもの				A
五六〇三・九四	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	四・三%	B7		A
五六・〇四	ゴム糸及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。）				A
五六〇五・〇〇	金属を交えた糸（紡織用繊維の糸及び第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンプヤーンであるかないかを問わない。）				A
五六〇六・〇〇	ジンプヤーン（第五四・〇四項又は第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品を芯に使用したものを含むものとし、第五六・〇五項のもの及び馬毛を芯糸に使用したジンプヤーンを除く。）、シェニールヤーン（フロクシェニールヤーンを含む。）及びループウェールヤーン				A
五六・〇七	ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）				A
五六・〇八	結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用繊維製のものに限る。）				A
五六〇九・〇〇	糸、第五四・〇四項若しくは第五四・〇五項のストリップその他これに類する物品、ひも、綱又はケーブルの製品（他の項に該当するものを除く。）				A
第五七類					
五七・〇一	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物				A
	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。）				